

告 示

埼玉県告示第千三百十三号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

埼玉県吉川市全域

四 作業期間

令和六年十一月六日から令和七年三月二十一日まで